

青森県環境マネジメントシステムの概要

環 境 方 針	「青森県環境基本構想」(平成8年3月策定)に掲げる基本目標をベースにした基本理念及び重点的に取り組むべき項目を掲げた基本方針で構成。
体 制	システムを確立し、維持するために、環境組織(環境管理組織・環境活動実行組織)を設置。
著しい環境側面	<p>環境側面調査・環境影響評価により特定されるもののほか、次に掲げる環境側面を著しい環境側面として特定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力、重油、灯油、ガスの消費 ・水道水等用水の消費 ・公用による自動車等の燃料の消費 ・物品の購入等(印刷を含む。) ・一般廃棄物の排出 ・フロン類を使用する機器の設置等 ・公共工事 ・青森県環境計画に掲げる重点施策
環境目的・目標・実施計画	環境に有益な影響を及ぼす環境側面及び著しい環境側面を有する事務・事業について、平成19年度は環境方針との整合に配慮して整理された495項目を目標として設定し、それぞれについて具体的な行動内容である実施計画を策定。
法 規 制 等	平成19年度は、法規制等の適用があるとされた事務・事業として369項目を登録。